

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

反対

賛成

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第一 教育公務員特別法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 委員長の報告を求めます。文教科学委員長赤池誠章君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔赤池誠章君登壇、拍手〕

○赤池誠章君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究等の業務

を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教員支援機構に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議めることとし、両法律案の提出の背景及び経緯、現行の指針の在り方、小学校外国語の特別免許状創設における留意点、学校現場の実態を踏まえた教職員定数改善の必要性等について質疑が行われました。

が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党的吉良理事より反対、希望の会(自由・社民)の木戸口委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

反対

賛成

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 教育公務員特別法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 委員長の報告を求めます。文教科学委員長赤池誠章君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔赤池誠章君登壇、拍手〕

○赤池誠章君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行つたるに適切に対処するため、罰則の

○議長(伊達忠一君) 日程第三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案

改正する法律案(内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長秋野公造君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔秋野公造君登壇、拍手〕

○秋野公造君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行つたるに適切に対処するため、技能実習計画の記載事項及び同計画認定基準についての修正のほか、外国人技能実習機関の業務として技能実習生が技能実習を行つことが困難となつた場合に係る業務を明記する等の修正が行われております。

次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、介護の業務に従事する外国人の受け入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消し事由の拡充等の措置を講じ

ようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、両法律案の提出の背景及び経緯、現行の技能実習制度における労働関係法令違反及び人権侵害の実情、技能実習生のための母国語相談体制の更なる充実の必要性、監理団体、実習実施者及び送り出し機関の適正化の方策、外国人技能実習機関の体制と同機構による実地検査の内容、技能実習生の失踪の実情と偽装滞在者対策、介護業務で必要とされる技能実習生の日本語能力とその修得への課題等について質疑が行われたほか、技能実習生や経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れている事業所への視察、参考人からの意見聴取、厚生労働委員会との連合審査会の開催など、幅広い審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員、沖縄の風を代表して糸数委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたしました。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたしました。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたしました。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたしました。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたしました。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

官 報 (号 外)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
ブラック求人の監視と取り締まり強化に関する質問主意書川田龍平君提出(第三三号)

質問主意書内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二九号)

マイナンバー活用に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出)(第三〇号)

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書(青木愛君提出)(第三一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員 辞任 青山 繁晴君
北村 経夫君
川合 孝典君
那谷屋正義君
宮沢 由佳君

補欠 足立 敏之君
野上浩太郎君
杉尾 秀哉君
石井 準一君
武田 正義君

補欠 二之湯 智君
青山 繁晴君
北村 経夫君
川合 康江君
柳田 稔君
紙 智子君

補欠 幸也君
富沢 德永君
智子君

法務委員

辞任

猪口 邦子君
小川 敏夫君補欠 石井 準一君
小川 敏夫君

経済産業委員

辞任 石井 準一君
北村 経夫君補欠 進藤金日子君
高橋 克法君

東日本大震災復興特別委員

辞任 進藤金日子君
小野田紀美君補欠 高橋 克法君
渡辺美知太郎君元榮太一郎君
宮崎 勝君

喜文君

宮島 喜文君

元榮太一郎君
渡辺美知太郎君

喜文君

元榮太一郎君
宮崎 勝君

喜文君

(調査研究の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

第十二条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 ストーカー行為等の実態の把握
二 人材の養成及び資質の向上
三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発

四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(支援等を図るための措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、第十一条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条 第一条中「ストーカー行為又は第三条等」という。をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの

第六条の次に次の二条を加える。

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第七条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの

第六条の次に次の二条を加える。

第七条 第二項の規定は、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとすると

第七条 第二項の規定は、当該禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は、前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは、「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と、「当該禁止命令等」とあるのは、「当該処分」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは、「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と、「当該禁止命令等」とあるのは、「速やかに」と、同法第二

第五条 第二項中「又は第六条第一項の規定による命令」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条

項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

第八条 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

第九条 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするととも、同様とする。

第十条 第二項の規定は、当該禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は、前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聽聞を行なうべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と、同法第二

第十四条中「不利益処分の決定をするときは」と

第十五条第一項中「公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をして都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条

から第十二条までを一條ずつ繰り上げる。

第九条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次

官職務関係者による配慮等)

第十条 第二項中「又は第六条第一項の規定による命令」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を

第十四条第一項中「第一項の下に」又は第三項を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を加える。

第十五条第一項中「公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三

条の規定に違反する行為をして都道府県公安

委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条

から第十二条までを一條ずつ繰り上げる。

審査報告書

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十一月十七日

文教科学委員長 赤池 誠章
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教員支援機構に改める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

二、費用

三、委員会の決定の理由

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
一、文部科学大臣が策定する指針については、教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようすること。
二、教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に

求められる基礎的・基本的な資質能力を確保すること。また、同指針は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。

三、指標の策定に関する協議会においては、任命権者の判断の下、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めることとし、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を指標等に反映させること。また、協議の内容等について積極的な情報公開を行ふとともに、協議会の構成員以外の者からも幅広く意見を聴取するよう努めること。

四、指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員が主体的に研修に取り組むことができるよう配慮しつつ、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理し、教員の更なる過重負担を招かないようになること。また、教員は現場で育つということを考慮し、日常の校内研修の充実を図ること。

五、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。

六、中堅教諭等資質向上研修の実施時期の設定に当たっては、指標に基づき、地域・学校現場の実情を踏まえ、柔軟な取扱いとするよう周知すること。
七、学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保しつつ法の趣旨にのっとった効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門スタッフの拡充を

推進するとともに、昨年六月に「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議」を全会一致で行つたことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充を図ること。

八、小学校における外国語の特別免許状の授与を決定するに当たつては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとすること。また、外国語が教科化され予定であることを踏まえ、特別免許状が例外的な措置であることに留意しつつ、小学校における外国语の専科担任制の拡充について検討すること。

九、独立行政法人教員支援機構の運営に当たつては、事務の効率化に努め、機関の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化につながらないようにしてこと。また、同機構が行う研修、調査研究等が、私立学校教職員の資質能力の向上等にも資するよう引き続き配慮すること。

右決議する。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年十一月八日

官報(号外)

に改める。

第二十二条第二項中「教育公務員」の下に「(公立の小学校等の校長及び教員(臨時的に任用された者その他の政令で定める者)除く。以下この章において同じ。)」を加える。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に關する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

二 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参考し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条の二」

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(教育公務員特例法の一部改正)

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(教育公務員特例法の一部改正)

に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下この条において「教員研修計画」という。)を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる項を定めるものとする。

一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下この項において「任命権者実施研修」という。)に関する基本的な方針

二 任命権者実施研修の体系に関する事項

三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

四 研修を奨励するための方途に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(協議会)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十三条第一項中「政令で指定する」を「臨時的に任用された者その他の政令で定める」に改める。

に、「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第二十四条の見出しを「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第一項中「公立の小学校等の教諭等」の下に「臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。」を加え、「その在職期間(公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に」を削り、「教諭等としての資質を公立の小学校等における教育に關し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営

の円滑かつ効果的な実施において中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質」に、「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第二項中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、第二十五条の三を第二十五条の二とし、第二十五条第一項中「第二十五条の二及び第二十五条の三」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第六条中「第二十五条の二及び第二十五条の三」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五条(見出しを含む。)中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条第一項中「地方自治法第二百五十一条の十九第一項の」及び「(以下「指定都市」という。)」を削り、「政令で指定する」を「臨時に任用された者その他の政令で定める」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の二条を加える。

二条の十九第一項の「及び(以下「指定都市」という。)」を削り、「政令で指定する」を「臨時に任用された者その他の政令で定める」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の二条を加える。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第二十四条の見出しを「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条第一項中「公立の小学校等の教諭等」の下に「臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。」を加え、「その在職期間(公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に」を削り、「教諭等としての資質を公立の小学校等における教育に關し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項各号中「外国语」を「各外国语」に改め、同条第六項第一号中「及び体育」を「体育及び外国语(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国语に分ける。)」に改める。

第九条の三第四項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構

第十六条の二第二項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。)に行わせるものとする。

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機関に行わせるものとする。

4 第十六条の三第四項中「別表第一備考第五号イ」を「別表第一備考第一号の二及び第五号イ」に改める。

附則第五項の表備考第一号中「第十八項」を「第十七項」に改める。

附則第九項の表備考第一号中「別表第一備考第一号」の下に「及び第一号の二」を、「別表第三備考第六号」の下に「及び第十一号」を加える。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とする。

附則第十七項中「における教科及び教授又は実習を担任する」を削り、「主幹教諭」の下には

除く。)その他の行為は、新免許法の規定の例により、第三号施行日前においても行うことができる。この場合において、当該認定及び指定は、第三号施行日にその効力を生ずるものとする。

(教育職員免許法の一改訂に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に大学又は第二条の規定による改訂前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者についての免許状の授与の所要資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれらに規定する特別職(国家公務員等となるため退職したこととみなす)は、新免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第三号施行日前に大学又は旧免許法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者を含む。)は、新免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

(独立行政法人教職員支援機構法の一部改訂に伴う経過措置)

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

日(以下「第二号施行日」という。)の前日において現に文部科学省の部局で政令で定めるものの限りで、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日において、独立行政法人教職員支援機構

(以下「機構」という。)の職員となるものとする。

第八条 前条の規定により機構の職員となつた者は

に対する國家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第八十二条第二項の規定の適用について、同項に規定する特別職(国家公務員等となるため退職したこととみなす)は、機構の職員を同項に規定する特別職(国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じて同項に規定する特別職(国家公務員等となるため退職したこととみなす)。

第九条 附則第七条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対し退職したことをとみなす。

第十条 附則第七条の規定により機構の職員となつた者は、第二号施行日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、第二号施行日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、第二号施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附

職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、第二号施行日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第七条の規定により引き続いだ機関の職員となつた者のうち第二号施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機関を退職したものであつて、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の適用を受けたものとし、その場合において、労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の適用を受けたものは、第二号施行日において、労働組合法による労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

4 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、第二号施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

2 第二号施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 第二号施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 第二号施行日において同法第七条第一項の規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職した場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた

第十三条 次に掲げる法律の規定中「（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）」を「（独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）」に改める。

第十三条 次に掲げる法律の規定中「（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）」を「（独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）」に改める。

独立行政法人教員研修センター 独立行政法人教員研修センター 独立行政法人教員研修センター

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、第二号施行日の前日の属する月の翌月から始める。

第十四条 第二号施行日の前日において現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第七条の規定により機関に引き継がれる者であるものは、第二号施行日において、労働組合法による労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一

二 國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百二十八号)別表第二
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十一号)の一部を第五十九条中「第四十五条」を「第四十五条並びに改め、「第二十二条第一項」の下に「第五十九条中「第四十五条」を「第四十五条並びに改め、「第二十二条第一項」の下に「第二十五条及び第二十二条の四」を加え、「第二十五条及び第二十五条の二」を「及び第二十五条」に改める。

第十六条 第二十二条第一項中「この項」の下に「及び附則第二十八条」を加え、「次項」を「以下この条及び附則第二十八条」に改め、同条第二項中「第四十五条」を「第四十五条並びに」に改め、「第二十二条第二項」の下に「第二十二条の三から第二十二条の五まで」を加え、「第二十四条第一項及び第二十五条」を「及び第二十四条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 中核市が設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「第二十二条の四」とあるのは、「第二十二条の三から第二十二条の五まで」とする。

附則第二十六条(見出しを含む。)中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改める。
附則第二十七条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。
附則中第二十八条を第二十九条とし、第七条の次に次の二項を加える。
(市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例)

第二十八条 市町村の設置する中等教育学校の

県費負担教職員に係る教育公務員特例法第二十二条の五第一項に規定する協議会に関する事務は、当分の間、第六十一条第二項及び同

第三項の規定により読み替えて適用する第五十九条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行うことを要しない。この場合において、当該教育委員会は、同法第二十二条第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同法第二十二条の五第一項第二号に掲げる者当該市町村を包括する都道府県の教育委員会又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聽くよう努めるものとする。

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の一部を次のよう改正する。
附則第二条第一項中「新法」を「教育職員免許法」に、「附則第十二項(ただし書)」を「附則第十一項(ただし書)」に、「附則第十八項(後段)」を「附則第十七項(後段)」に改めること。

(政令への委任)
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成二十八年十一月十七日

参議院議長 伊達 忠一殿 法務委員長 秋野 公造

一、委員会の決定の理由
要領書

関する法令遵守の確保のため、以下の取組を行うこと。

1 外国人技能実習機構は、技能実習計画の認定に当たり、実習実施者に対し、技能実習生等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護の報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬とともに、技能実習生の技能等の修得等に応じてその報酬等も向上するよう、第二号技能実習及び第二号技能実習における賃金を上

げに、それぞれ当該技能実習生の第一号技能実習生及び第三号技能実習生の予定賃金については、それぞれ当該技能実習における賃金を上回るように指導すること。

2 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の実態把握にも努めるとともに、本法第七条第二項の基本方針において、技能実習生に支払われる報酬から、不当な控除が行われることにより技能実習生の生活に支障が生じることがないよう留意すべき旨を定めること。

3 政府は、労働時間の実態を把握するため、技能実習生の労働時間に関する調査を実施するとともに、長時間労働の是正に向けた措置を講ずること。また、本法第七条第二項の基本方針において、違法な時間外労働など労働時間に係る労働法令違反が行われることがないよう定めること。

4 政府は、長時間労働により過労死が疑われる死亡事案が発生した場合において、国外に居住する遺族による労災申請を円滑に行うことが可能となるよう、遺族への必要な支援を行うこと。

5 政府は、技能実習生が負担する食費及び居住費その他強制・半強制的に徴収される手数料等の把握に努めるとともに、本法第七条第二項の基本方針において、休日、休暇、宿泊施設等の技能実習生の待遇について日本人と

必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、二年目の業務への円滑な移行を図ること。	
2 本法の施行後、介護従事者の適切な処遇の確保や介護のサービスの質の担保等の課題が生じていることが確認された場合には、技能実習の対象職種の見直しを行うこと。右決議する。	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律案 第百八十九回国会内閣提出 本院繼續審査	
右の内閣提出案は本院において修正議決した。平成二十八年十月二十五日	
参議院議長 伊達 忠一殿 衆議院議長 大島 理森 <small>(小字及び一は衆議院修正)</small>	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律案	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律案	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)、次条及び第四十八条第一項において「入管法」という)、その他の出入国に関する法令及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能・技術又は知識(以下「技能等」という)の移転による国際協力を推進することを目的とする。	
(定義)	
第二章 技能実習	
第一節 技能実習計画(第八条—第二十二条)	
第二節 監理団体(第二十三条—第四十五条)	
第三節 技能実習生の保護(第四十六条—第四十九条)	
第四節 補則(第五十条—第五十六条)	
第三章 外国人技能実習機構	
第一節 総則(第五十七条—第六十三条)	
第二節 設立(第六十四条—第六十八条)	
第三節 役員等(第六十九条—第八十一条)	
第四節 評議員会(第八十二条—第八十六条)	
第五節 業務(第八十七条—第九十条)	
第六節 財務及び会計(第九十一条—第九十一条)	
第七節 監督(第九十九条—第一百条)	
第八節 惩罰(第一百一条—第一百七条)	
第五章 罰則(第一百八条—第一百五十五条)	
附則	

(基本理念)

監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

三 第三号団体監理型技能実習生(第三号団体監理型技能実習を行つ外国人をいう。以下同)。

この法律において「実習実施者」とは、企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいだ。

この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定(第八条第一項の認定(第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、企業単独型技能実習を行わせる者をいう。

この法律において「団体監理型実習実施者」とは、実習認定を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいう。

この法律において「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいだ。以下同じ。)と団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生にならうとする者をいう。以下同じ。)との間における雇用関係の成立のあつせん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいう。

この法律において「監理団体」とは、監理許可(第二十三条第一項の許可(第三十二条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業に係る許可への変更があつたときは、これらの変更後のもの)をいう。以下同じ。)を受けて実習監理を行つ事業(以下「監理事業」という。)を行う本邦の営利を目的としない法人をいう。

(技能実習生の責務)

第六条 技能実習生は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならない。

(基本方針)

第七条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できることで行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、前条の基本理念に従つて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まつて、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

(実習実施者、監理団体等の責務)

第五条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下この条、次条及び第十二条第五項において「申請者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者の氏名

2 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

3 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地

4 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

3 主務大臣は、必要がある場合には、基本方針において、特定の職種に係る技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を定めるものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

3 実習実施者は又は監理団体に対し、技能実習

策に協力しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

3 実習実施者は又は監理団体を構成員とする団体

策に協力しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力しなければならない。

社をいう。)の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合はこれら複数の法人は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画(以下「技能実習計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第六条 技能実習生は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならない。

第七条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できることで行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、前条の基本理念に従つて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まつて、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

(実習実施者、監理団体等の責務)

第五条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下この条、次条及び第十二条第五項において「申請者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者の氏名

2 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

3 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地

4 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

3 主務大臣は、必要がある場合には、基本方針において、特定の職種に係る技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を定めるものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力しなければならない。

3 実習実施者は又は監理団体を構成員とする団体

策に協力しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる

施策に協力しなければならない。

は、実習監理を受ける監理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	所並びに代表者の氏名
九〇技能実習生の労働時間、休日、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の	○技能実習生の労働時間、休日、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の
十 その他主務省令で定める事項	十 その他主務省令で定める事項
3 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。	3 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
4 団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける監理団体(その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可(第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る)を受けた者に限る。)の指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならない。	4 団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける監理団体(その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可(第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る)を受けた者に限る。)の指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならない。
5 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める(認定の基準)	5 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める
第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 修得等をさせる技能等が、技能実習生の本邦において修得等が困難なものであること。	一 修得等をさせる技能等が、技能実習生の本邦において修得等が困難なものであること。
二 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。	二 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
三 技能実習の期間が、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものである場合は一年以内、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係るものである場合は二年以内であること。	三 技能実習の期間が、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものである場合は一年以内、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係るものである場合は二年以内であること。
四 第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれ	四 第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれ
ぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画、第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習又は第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画において定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標が達成されていること。	ぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習又は第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画において定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標が達成されていること。
五 技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定若しくは技能実習評価試験又は主務省令で定める評価により行うこと。	五 技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定若しくは技能実習評価試験又は主務省令で定める評価により行うこと。
六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。	六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。
七 技能実習を行わせる事業所ごとに、主務省令で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が選任されていること。	七 技能実習を行わせる事業所ごとに、主務省令で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が選任されていること。
八 団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体(その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可(第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る)を受けた者に限る。)による実習監理を受けること。	八 团体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体(その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可(第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る)を受けた者に限る。)による実習監理を受けること。
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号、第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらし起算して五年を経過しない者	三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号、第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらし起算して五年を経過しない者
四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十一条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二百五十六条、第二百五十九条若しくは第二百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一	四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十一条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二百五十六条、第二百五十九条若しくは第二百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一
十 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。	十 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。
十一 申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が主務省令で定める数を超えないこと。	十一 申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が主務省令で定める数を超えないこと。
第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。	第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらし起算して五年を経過しない者	一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらし起算して五年を経過しない者
二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に係る法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に係る法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号、第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらし起算して五年を経過しない者	三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号、第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらし起算して五年を経過しない者
四 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合に於ては、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。)であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの	四 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合に於ては、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。)であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

官 報 (号 外)

(実施の届出)

第十七条 実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(機構による届出の受理)

第十八条 主務大臣は、機構に、前条の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができること。

2 主務大臣が前項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせるときは、前条の規定による届出をしようとする者は、同条の規定にかかるわらず、機構に届け出なければならない。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせることとするとき、又は機構に行われていた届出の受理に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(技能実習を行わせることが困難となつた場合の届出等)

第十九条 企業単独型実習実施者は、企業単独型技能実習を行わせることが困難となつたときは、遅滞なく、企業単独型技能実習を行わせることが困難となつた企業単独型技能実習を行わせることとされるべきながい。

2 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習を行わせることとされるべきながい。

2 前項の許可を受けようとする者(第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。)は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 第二十五条の規定による報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

項目を実習監理を受ける監理団体に通知しなければならない。

3 第一項の規定による届出の受理に係る事務については、前条の規定を準用する。

(帳簿の備付け)

第二十条 実習実施者は、技能実習に關して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならぬ。

(実施状況報告)

第二十一条 実習実施者は、技能実習を行わせたときは、主務省令で定めるところにより、技能実習の実施の状況に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(主務省令への委任)

第二十二条 この節に定めるものほか、技能実習計画の認定の手続その他この節の規定の実施に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 監理団体

(監理団体の許可)

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業監理事業のうち次号に掲げるものの以外のものをいう。(以下同じ。)

二 特定監理事業(第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。)

2 前項の許可を受けようとする者(第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。)は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の氏名及び住所

三 監理事業を行う事業所の名称及び所在地

四 一般監理事業又は特定監理事業の別

五 第四十条第一項の規定により選任する監理責任者の氏名及び住所

六 外国の送出機関(団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。)より団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

七 その他の主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書(第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとの実習監理を行う団体監理型実習実施者の見込数、当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可の申請を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

6 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

7 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることとするときは、又は機構に行われていた調査の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(機構による事実関係の調査の実施)

第二十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、前条第一項の許可をするときは、機構が第四項の規定により報告する調査の結果を考慮しなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、前条第二項の規定にかかるわらず、同項の申請書を機構に提出するとともに、機構が行う当該調査を受けなければならない。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、主務大臣にその旨を報告するとともに、同項の調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

6 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

7 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることとするときは、又は機構に行われていた調査の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(許可の基準等)

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときでなければ、その許可をしてはならない。

一 本邦の営利を目的としない法人であつて主務省令で定めるものであること。

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従つて適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

四 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。））をいいう。第四十条第一項第四号及び第四十三条において同じ。）を適正に管理し、並びに団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。

五 監理事業を適切に運営するためのいずれかの措置を講じていること。

イ 役員が団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有する者のみにより構成されていないことその他の役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。

ロ 監理事業その他の法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者であつて主務省令で定める要件に適合するものに、主務省令で定めるところにより、役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行わせるものとすること。

六 外国の送出機関から団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあつては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

七 第二十三条第一項の許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体

務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

八 前各号に定めるもののほか、申請者が、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

二 主務大臣は、第三十三条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。

三 主務大臣は、前条第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、前項の通知を機関を経由して行わなければならない。（許可の欠格事由）

二十六条 次の各号のいづれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十二号に該当する者

二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（職業安定法の特例等）

二十七条 監理団体は、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、技能実習をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（監理費）

二十八条 監理団体は、監理事業に関しては、監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十二条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第五条から第三十四条まで並びに第四十八条並びに第六から第三十四条まで並びに第四十八条並びに第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において准用する場合を含む。）及び第三十三条の七の六において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において准用する場合を含む。）及び第三十三条の七の六において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において准用する場合を含む。）及び第三十三条の七の六において、職業安定法第五条の三第三項と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これら）の規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の七並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

三 前項において読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において准用する場合を含む。）の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

四 前項に定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に關する必要な事項は、主務省令で定める。

五 役員のうちに次のいづれかに該当する者があるもの

官 報 (号) 外

その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

(許可証)

第二十九条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしたときは、監理事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証を受けた者は、当該許可証を、監理事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主務大臣に届け出、許可証の再交付を受けなければならない。

4 主務大臣は、機構に、第一項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

5 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせないことをするときは、その旨を公示しなければならない。

(許可の条件)
2 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、又は当該監理許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第三十条 監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第三十一条 監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の有効期間等)

第三十二条 第二十三条第一項の許可の有効期間

(次項の規定により許可の有効期間の更新を受ける場合にあつては、当該更新された有効期間)は、当該許可の日(次項の規定により許可の

有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該

更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日)から起算して三年を下らない期間であつて監理

事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(以下この条例において「許可の有効期間」という。)の満了後引き続き当該許可に係る監理事業(次条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三

十七条第二項の規定による特定監理事業に係る許可への変更があつたときは、これらの変更後

の許可に係るもの)を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 主務大臣は、許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 第二十三条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五第二項及び第三項、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

(技能実習の実施が困難となつた場合の届出)
2 (変更の許可等)
第三十二条 監理団体は、監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、監理団体は、許可の書換えを受けなければならぬ。

ばならない。

2 前項の許可については、第二十三条第二項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定を準用する。

第三十四条 監理団体は、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(報告徴収等)

第三十五条 主務大臣は、この節の規定を施行するためには必要な限度において、団体監理型技能実習関係者(監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であつた者は、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

6 監理団体は、第二項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

7 第三項の規定による届出の受理に係る事務については第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

(技能実習の実施が困難となつた場合の届出)
2 第十三第二項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(事業の休廃止)

第三十六条 監理団体は、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(報告徴収等)

第三十七条 主務大臣は、この節の規定を施行するためには必要な限度において、団体監理型技能実習関係者(監理団体等又は団体監理型技能実習実施者若しくは団体監理型技能実習実施者であつた者は、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

6 監理団体は、第二項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

7 第三項の規定による届出の受理に係る事務については第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

(技能実習の実施が困難となつた場合の届出)
2 第十三第二項の規定は前項の規定による質

問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(改善命令等)

第三十六条 主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。
 第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一 第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
 二 第二十六条各号(第二号、第三号並びに第五号ハ及び二を除く。)のいずれかに該当する許可の条件に違反したとき。
 三 第三十条第一項の規定により付された監理許可の条件に違反したとき。
 四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 五 出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 主務大臣は、監理許可(一般監理事業に係るものに限る)を受けた監理団体が第二十五条第一項第七号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、職権で、当該監理許可を特定監理事業に係るものに変更することができる。
 3 主務大臣は、監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該監理事業の全部又は一部

の停止を命ずることができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十三十八条 監理団体は、自己の名義をもつて、他人に監理事業を行わせてはならない。

(認定計画に従つた実習監理等)

第十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2 監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者等が修得等を行つたと認められた技能等の評価を行つた後は、当該団体監理型技能実習実施者等に対する指導及び助言を行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に關し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

(監理責任者の設置等)

第四十条 監理団体は、監理事業に関し次に掲げることとされる事項を統括管理させるため、主務省令で定めることにより、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならない。

1 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に關する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整に關すること。

2 次節に規定する技能実習生の保護その他団

四 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理に關すること。

五 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に關し、第九条第七号に規定する責任者との連絡調整に關すること。

六 国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に關する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に關すること。

7 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。

一 第二十六条第五号イ(第十条第十号に係る部分を除く。)又はロからニまでに該当する者

二 前項の規定による選任の日前五年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に關する法令に關し不正又は著しく不当な行為をした

3 第一項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務について、第十八条の規定を準用する。

(個人情報の取扱い)

第四十三条 監理団体は、監理事業に關し、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに當たつては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に關する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行つたときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

(帳簿の備付け)

第四十一条 監理団体は、監理事業に關して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行ふ事業所に備えて置かなければならない。

(監査報告等)

第四十二条 監理団体は、その実習監理を行つた

体監理型実習実施者について、第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従い監査を行つたときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 監理団体は、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に關する事務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務について、第十八条の規定を準用する。

(個人情報の取扱い)

第四十四条 監理団体の役員若しくは職員又はこれらの人者であつた者は、正当な理由なく、その業務に關して知ることができた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(秘密保持義務)

第四十五条 この節に定めるもののほか、監理団体の許可の手続その他この節の規定の実施に必要な事項は、主務省令で定める。

(主務省令への委任)

織及び運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。

第三章 外国人技能実習機構

第一節 総則

(機構の目的)

第五十七条 外国人技能実習機構(以下「機構」という。)は、外国人の技能等の修得等に關し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

(法人格)

第五十八条 機構は、法人とする。

第六十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

第二 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとする。

(名称)

第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。

第二 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第六十二条 機構は、政令で定めるところにより登記しなければならない。

第二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

第二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の適用)

第六十三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する

する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第六十四条 機構を設立するには、技能実習に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

(定款の作成等)

第六十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し、機構に対する出資

を募集しなければならない。

第二 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(設立の認可等)

二 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとする。

(名称)

第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。

第二 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第六十二条 機構は、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

第二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

第二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の適用)

第六十三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する

(事務の引継ぎ)

第六十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の規定により指名された機関の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

第二 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(設立の認可等)

二 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとする。

(役員)

第六十八条 第六十六条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第二 機構に、役員として理事長一人、理

事三人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第六十九条 機構に、役員として理事長一人、理

事三人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第六十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

第二 理事は、理事長の定めるところにより、機構

を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理

し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

第三 監事は、機構の業務を監査する。

第三 前項の規定により指名された機構の理事長と認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第七十一条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

(2 理事)

第二 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第七十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2 役員の欠格条項)

第七十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第七十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員が前条の規定に該当するときは、第七十二条の規定の例により、その役員を解任することができる。

第二 役員を解任することができる。

(2 主務大臣)

第二 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員が前条の規定に該当するときは、第七十二条の規定の例により、その役員を解任することができる。

第二 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2 禁錮)

第二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2 心身の故障)

第二 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

(2 禁錮)

第二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2 理事の兼職禁止)

第二 理事の兼職禁止

(2 監事の兼職禁止)

第二 監事の兼職禁止

(2 機構の職員を兼ねてはならない)

第二 機構の職員を兼ねてはならない。

(2 代表権の制限)

第二 代表権の制限

第七十七条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権

を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第七十八条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一端に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第七十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 評議員会

(設置)

第八十二条 機構に、第八十七条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するものほか、第八十七条の業務の運営に關し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(組織)

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもつて組織する。

(評議員)

評議員は、労働者を代表する者、事

業主を代表する者及び技能実習に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が

主務大臣の認可を受けて任命する。

2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

3 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任)

第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

(評議員の秘密保持義務等)

第八十六条 第八十一条及び第八十二条の規定は、評議員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 技能実習に關し行う次に掲げる業務
イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行ふこと。

ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ 第十八条第一項(第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

二 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

三 第四十二条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

四 第四十三条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

五 第四十四条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

六 第四十五条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

七 第四十六条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

八 第四十七条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

九 第四十八条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

一〇 第四十九条第一項の規定により登録若しくは登録の変更を行ふこと。

を含む。の規定により事實関係の調査を行うこと。

本 第二十四条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

ヘ 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

ト 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

三 技能実習を行うことが困難となつた技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業

務を行ふため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

二 機構は、その業務を行うため必要があると認めることは、國の行政機關の長及び地方公共團體の長その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の交付の要請等)

第九十条 国又は地方公共團体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

二 前項の業務方法書には、主務省令で定める事

他の当該委託を受けた業務に從事する者について準用する。

(業務方法書)

第八十九条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

ト これを変更しようとするときも、同様とする。

ヘ 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二 前項の業務方法書には、主務省令で定める事

(事業年度)

第九十一条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第九十二条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第九十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこれらに附屬する細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後

三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書（以下この条において「財務諸表等」という。）を、各事務所に備え置き、主務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 財務諸表等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものと

して主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて作成することができる。

5 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されてゐるときは、機構の事務所において、当該電

的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

（利益及び損失の処理）

第九十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第八十七条の業務に要する費用に充てることができる。

（借入金） 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（交付金）

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができる。

第六十条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

（余裕金の運用）

第六十一条 機構は、次の方針によるほか、業務

上の余裕金を運用してはならない。

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務大臣で定める方法

（主務省令への委任）

第九十八条 この法律に定めるもののほか、この

節の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 監督

第九十九条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第一百条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第八節 補則

（定款の変更）

2 第百一条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

2 第百二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については別に法律で定める。

（第四章 雜則）

2 第百三十一条 この法律における主務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任等）

2 第百四条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第三十五条第一項の規定による報告の徵

收、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第四十条第三項から第五項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徵収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による委任に基づき、報告徵収等を行つたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 國土交通大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により地方運輸局長に委任された運輸局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

4 この法律に規定する主務大臣の権限（第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。）は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

5 この法律に規定する主務大臣の権限（第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。）は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第百五条 主務大臣は、報告徵収等に關する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職權を労働基準監督官に行わせることができる。

2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第一項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徵収等に關する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職權を船員労務官に行わせることができる。

2 第百六条 地方公共団体及び機構は、技能実習が円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

2 機構は、前項に規定する連携のため、主務大臣

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三百四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(印紙税法の一部改正)
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(印紙税法(昭和四十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九百五十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(印紙税法(昭和四十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
	別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九百五十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(印紙税法(昭和四十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九百五十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(印紙税法(昭和四十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(印紙税法(昭和四十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
	別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九百五十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二号を削り、第六十三号を第六十二号とし、同号の次に次のように加える。

六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する監理団体の許可(更新の許可を除く。)又は同

法第三十二条第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可

(同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記があるものに限る。

別表第三の二の項中「専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の二 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百八号)による同法第八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるも
	第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものに限る。

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百八号)による同法第八条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものに限る。
	第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものに限る。

(消費税法の一部改正)

第二十一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(一部改正)

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百八号)による同法第八条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものに限る。
	第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものに限る。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百八号)による同法第八条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものに限る。
	第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものに限る。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

る。 時期の変更、地方法人税率引上げの実施時期の変更並びに住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度及び住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認め

一
費用

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年十一月八日

參議院議長 伊達忠一殿 衆議院議長 大島理森

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案

律

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正

の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。
附則第十五条中「二十九年新消費稅法」を「三十一年新消費稅法」に改める。

附則第十六条第一項の表以外の部分及び同項の表附則第三条の項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同表附則第五条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第二項を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第三項の項中「平成二十八年十月一日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第五条第四項及び第五項の項中「二十八年指定日」を「三十一年四月一日」に、「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第六条第一項の項中「二十八年指定日」を「三十一年指定日」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第八条第三項及び第九条の項及び附則第十四条第一項の項中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同表附則第十三条第二項の項及び附則第十四条第一項の項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同表附則第十三条第二項の項及び附則第十四条第三項の項及び同条第一項中「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、正する。

法律第二十六号)第六十八条の十一第二十項の改正規定、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定及び同法第六十八条の十五第一項の改正規定中「百分の四・四」を「百分の十・三」に削る。

第一條の規定を削る。
五第六項の改正規定を削る。

び第四十三条第四項」を削り、同条第六号イ及び二号ハ中「同条第十項の改正規

定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、
同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十

一第二十項の改正規定(「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。)、同条第二十

一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の

十三第八項及び第九項の改正規定、同法第六十二条の十四第十二項の改正規定(「百分の四・

四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十五第十一項の改正規定(「百

分の四・四を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の二第七項の改

正規定(「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定(「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。)、同法第六十八

条の十五の四第十一項及び第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五の五第六項の改正規定を削り、「並びに同法一二二条の文

め、「第一百六条」を削り、同号ハを同号イとし、同号ニ中「同法第二十五条の二第十二項の改正規定、同条第十三項」を「及び同法第二十

五条の二第十三項に改め、「同法第二十五条の改革を行うための消費税法の一部を改正する

五条の二第十三項」に改め、「同法第二十五条

の二の二第一項の改正規定、同法第二十五条の三
二の三第八項の改正規定、同法第二十五条の三
第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第
四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第
四項の改正規定並びに附則第一百四十三条第二項
の規定を削り、同号二を同号口とし、同号亦
を同号ハとし、同号ヘを削り、同条第七号の次
に次の二号を加える。

七の二 附則第四十条第三項の規定 平成三
十一年七月一日

七の三 次に掲げる規定 平成三十一年十月
一日

イ 第二条中法人税法第百四十二条の二第
一項第四号の改正規定及び附則第二十八
条の規定

ロ 第三条の規定(同条中地方法人税法第
十二条第五項の改正規定を除ぐ)並びに
附則第三十条、第一百五十九条(租税特別
措置法等の一部を改正する法律(平成二
十四年法律第十六号)附則第三十三条第
一項の表第十二項の項の改正規定に限
る。)及び第一百六十条の規定

ハ 第十条中租税特別措置法第六十八条の
第九項の改正規定、同法第六十八条の
第十項の改正規定、同法第六十八条の
第十四項の改正規定、同条第十五項の
改正規定、同法第六十八条の十一第二十
一項の改正規定(「百分の四・四」を「百分
の十・三」に改める部分に限る。)、同法
第六十八条の十三第八項及び第九項の改
正規定、同法第六十八条の十五の二第七
項の改正規定(「百分の四・四」を「百分
の十・三」に改める部分に限る。)並びに同法第六十八条
の十五の四第十二項の改正規定並びに附
則第一百六条の規定

平成三十一年十月一日とすることも、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の廃止時期の変更、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

よ二で国会法第八十三條により送付する
平成二十八年十一月八日

參議院議長　伊達忠一殿　衆議院議長　大島理森

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帶決議

政府は、本法施行に当たり、地方公共団体の行

鑑み、次の事項についてその実現に努めるべきである。
、地方消費税率の引上げの再延期に当たつては、社会保障の充実に係る施策の実施に関し、
国の責任において安定財源を確保し、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、
地方交付税原資分も含め、必要な財政措置を確
めることとする。

一、地方税の税源の偏在は正については、

取り組むことが重要であり、必要な措置を講ずること。

一、地方消費税率の引上げ時に導入される自動車税及び軽自動車税の環境性能割について税率又

分を設定するに当たつては、廃止される自動車導説で見合う材原を確保し、地方材導説影響

取扱税は見合シ財源を確保し 地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

と。 地方税については、地方財政の自主性・自立性を保障するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

右決議する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十一月八日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第一条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二条を加える。

第五条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第六条 中「百分の二十一・八」を「百分の十九・五」に改める。

附則第一条第二号中「第二条及び」を削り、

「附則第八条から第十三条まで、第十六条、第

二十二条及び第二十二条を「附則第十六条、第二十二条及び第二十三条に、「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二条の規定及び附則第八条から第十三一条までの規定 平成三十一年十月一日

四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定 平成三十一年四月一日

附則第八条中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

附則第九条中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同条第二項中「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第四項中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、「又は第四十一条第一項」を削り、「平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項に」を「同項に」に改め、「又は第四十二条第一項」を削る。

附則第十一条第一項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、「又は第四十二条第一項」を削る。

措置対象課税仕入れ等に係る」に改め、同項第一号口及びハ中「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号口中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に、「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同号ハ中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第五項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第六項及び第七項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改め、「又は第四十二条第一項」を削り、同条第八項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改め、同条に次の二項を加える。

税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定の適用については、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十一」とあるのは「二十一分の十一」とする。

附則第十四条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

附則第十六条中「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附則第二十二条中「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条を附則第二十三条とする。

附則第二十一条のうち特別会計に関する法律

第十七条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、附則第十六条の次に次の一条を加える。

(第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三十二年度分の地方交付税から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則に次の二条を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十四条 特別会計に関する法律の一部を次

（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（地方税法の一部改正）

（第二十五条）前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十二年度分の予算から適用する。

十九・五】に改める。

第二十四条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

（のように改正する。）

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第六項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第九項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改

附則第四十

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部
改正）

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律
を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「字句
は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第六項中
「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。
（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部
改正）

(平成二十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

第二十三条第一項第四号中「第四十二条の十一の四及び第四十二条の十一の五(第一

項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。」を「及び

第四十二條の十一の四に改め。同項第四号

の三中「第六十八条の十五の五及び第六十九条の八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十一項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十三項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十一項」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に、「第六十八条の八百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十六条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十
二条の十二の四及び第四十二条の十二の五
（第一項から第六項まで、第一項から第一二

（第一項から第六項まで第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く）を
項まで、第十四項及び第十六項を除く」を
及び第四十二条の十二の四に改め、同項第
四号の三中「第六十八条の十五の五及び第
六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十
五の五」に改める。

第三百二十二条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四第三十一項及び第六十七条の十八第十項」を

条の十八第三項に改める。

条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

附則第八条第九項中「第四十二条の十二の四及び」を「第四十二条の十二の二及び第四十

二条の十二の四に、「及び」を「及び第四十二条の十二の二」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の

六」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に、「文部省第六十八条の十五の六」を「文部省第六

二及び第六十八条の十五の六」を「二及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を削

り、同条第十三項を同条第十項とする。

附則第九条第十項中「ガス事業法第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項(これら

の規定を同法第三十七条の八において準用する場合を含む。)の規定による届出をしたものに限る。)を削り、「同法第二条第十二項」を

平成二十八年十一月十八日 参議院会議録第十二号

「ガス事業法第二条第四項」に、「同条第七項に規定する大口供給」を「ガスの供給」に、「当該大口供給」を「当該ガスの供給」に改める。

附則第十二条の三第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の

を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十日」を「平成十六年三月三十一日」に、「ものの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十二日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、

				「ガス事業法第二条第四項」に、「同条第七項に規定する大口供給」を「ガスの供給」に、「当該大口供給」を「当該ガスの供給」に改める。 附則第十二条の三第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第一百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第一百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第一百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。 2 前項の規定のある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第五項	前各項	第三項	第二項	第一項 規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第四項	前三項	第三項	第二項	第一項及び第二項(これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに前項
	同項及び第二項(これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに前二項	前二項(附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)		二号口」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第一百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第一百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第一百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第一百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第一百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第一百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。 2 前項の規定のある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二号口」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)を「第一項第三号イ(2)」に改め、「第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号口の項中「第百四十七条第一項第三号口」を「第一項第三号口」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号 外)

第二項	
第三項	前項
同項各号	

附則第三十条第三項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号の項中「第四百四十四条第一項第二号」を「第二号」に改め、附則第三十条第四項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十日まで」を「平成二十八年四月一

号」に改める。
附則第三十二条第一項中「上欄に掲げる」の下
に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条
第一項第二号口の項中「第四百四十四条第一
項第二号口」を「第二号口」に改め、同表第四
百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四
十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改

2 め、附則第三十条第二項を次のように改め
前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五十四条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

第三項		第二項
前二項	同項名号	前項

第二条中地方税法第二十三条第一項の改正規定、同法第五十五条の二第一項の改正規定、同法第五十五条の三第一項の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定、同法第五十五条の五第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の三第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の四第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の五第一項の改正規定、同法第二百九十二条第一項の改正規定、同法第三百二十一条の十一の二第一項の改正規定、同法第三百二十一条の十一の三第一項の改正規定、同法附則第八条の改正規定、同法附則第八条の二第一項の改正規定及び同法附則第九条第十項の改正規定を削り、同法附則第十二条の二の九の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

附則第十二条の二の九の次に次の一条を加える。

め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号口の項中第四百四十四条第一項第二号口を「第二号口」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号八の項中「第四百四十四条第一項第三号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第六

項を次のように改める。
6 前三項の規定の適用がある場合における
第四百四十四条第二項及び第三項の規定の
適用については、次の表の上欄に掲げる同
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞ同表の下欄に掲げる字句とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第一百五十七条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を)

第一項(第四項において準用する場合を含む。)
第二項(第四項において準用する場合を含む。)

第三項	百分の一	百分の〇・五
百分の二	百分の一	百分の二
百分の三	百分の一	百分の二

第二条中地方税法附則第十二条の三の改正規定を次のように改める。

附則第十二条の三の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。」を「百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。専ら可燃性天然ガスを内燃機

関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。」を「百四十九条第一項第一号に規定する天然ガス自動車を

いう。内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第三項第三号において同じ。」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)を「百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バスに改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「百四十七条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「百四十七条第三項」に、「この

の改正規定を次のように改める。

附則第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

第二条中地方税法附則第五十六条の二の次に一条を加える改正規定を削り、同法附則第五十七条の改正規定を次のように改める。

附則第五十七条を削る。

第二条中地方税法附則第五十七条の改正規定の次に次のように加える。

附則第五十六条の二第二項中「附則第五十七条第一項」に改め、同条を附則第五十七条とする。

第六条の二第一項を「附則第五十七条第一項」に改め、同条を附則第五十七条とする。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しその改正規定中「有しないもの」の下に「をいう。

第三項第一号において同じ。」を、「電気自動車」の下に「をいう。」を「一定めるもの」の下に「を

いう。同項第一号において同じ。」を加え、「同条第一項第二号」を「同項第一号」に改め、「天然ガ

ス軽自動車」の下に「をいう。」を加え、「同項

第二号」を「第三項第二号」に改め、「規定す

る。」に改めの下に「(以下この条において「初

回車両番号指定」という。」を削りを加え、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加えを削り、同条第二項から第六項までの改正規定を次のように改める。

附則第三十条第二項中「第四百四十四条第

二項」を「第四百六十三条の十五第二項」に改

め、同条第三項から第六項まで削る。

第二条中地方税法附則第五十三条の次に一条

を加える改正規定を削り、同法附則第五十四条

び「法人事業税交付金の収入額及び」を削る。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 地方財政法の一部を次のように改

正する。

第三十三条の五の三中「及び地方税法」を

「地方税法」に改め、「交付金」の下に「及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条

第四項の規定により市町村に対し交付するも

のとされる法人の行う事業に対する事業税に

係る交付金(第三十三條の五の九において「法

人事業税交付金」という。)」を加え、「によつ

て」を「により」に改める。

第三十三条の五の六中「平成三十一年度」を

「平成三十一年度」に改め、「第九条の規定に

よる廃止前の地方法人特別税等に関する暫定

措置法(平成二十年法律第二十五号)。以下こ

の条において「廃止前暫定措置法」という。)第

三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法

等改正法を削り、「廃止前暫定措置法第三

章」を「廃止前暫定措置法(平成二十八年地方

税法等改正法第九条の規定による廃止前の地

方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二

十年法律第二十五号)」をいう。以下この条に

おいて同じ。)第三章に改める。

第三十三条の五の九中「平成三十一年十月

一日から平成三十二年三月三十一日までの間

に限り」を「当分の間、各年度において」に改

め「道府県民税の法人税割の減収額」の下に

「及び法人事業税交付金の交付額の合算額」を

加え、「地方消費税交付金の増収額」を「法人

事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金

の増収額の合算額」に改める。

附則第一条第二号中「第五条第十二項及び第

十三項」を「第五条第九項及び第十項」に、「次

官 報 (号 外)

号」を「第五号の四」に改め、同条第三号を次の
ように改める。

三 第一条の二(第十五号に掲げる改正規定

を除く。)並びに附則第五条第六項、第十三

条の二及び第十九条の二の規定 平成二十

九年四月一日

附則第一条第五号中「附則第五条第十項」を

「附則第五条第七項」に改め、同号の次に次の四

号を加える。

五の二 第二条中地方税法第七十二条の五十

七の二(第一項、第七十二条の五十七の三第

一項、第三百二十一条の七の十二第一項及

び第三百二十二条の七の十三第一項の改正

規定 平成三十一年一月一日

五の三 第七条(次号に掲げる改正規定を除

く。)並びに附則第三十七条及び第三十七条

の三第一項の規定 平成三十一年四月一日

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲

げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政

法第三十三条の四第一項の改正規定及び同

法第三十三条の五の八の次に一条を加える

改正規定並びに第九条並びに附則第四条第

二項、第六条(第六項を除く。)、第十一

条、第十四条、第十七条第二項及び第三

項、第二十条(第二項を除く。)、第三十一

条第一項から第三項まで、第三十二条第一

項、第三十五条(次号に掲げる改正規定を

除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九

条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和

二十六年法律第二百三十七号)第五十一条

の二の改正規定に限る。)、第四十二条から

第四十八条まで、第五十条並びに第五十二

条から第五十六条までの規定 平成三十

一年十月一日

五の五 第七条の二並びに附則第三十二条第

二項から第五項まで、第三十五条(地方自

治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百

八十二条の改正規定に限る。)、第三十六

条、第三十七条の二及び第三十八条の規

定 平成三十二年四月一日

附則第一条第六号中「平成三十年七月一日を

「平成三十三年一月一日」に改め、同条第七号中

「平成三十年八月一日」を「平成三十三年二月一

日」を「平成三十三年三月一日」に改め、同条第

九号中「平成三十年十月一日」を「平成三十三年

四月一日」に改め、同条第十号を次のように改

める。

十 削除

附則第一条第十一号中「第五条第十五項及び

第十六項」を「第五条第十二項及び第十三項」に

改め、同条第十四号中「附則第五条第十七項」を

「附則第五条第十四項」に改め、同条第十五号中

「第二条」を「第一条の二」に改める。

附則第四条第二項中「附則第一条第三号」を

「附則第一条第五号の四」に、「二十九年新法」を

「三十一年新法」に改める。

附則第五条第二項中「以下この条において

同じ」を削り、同項第三号中「第六項第三号及

び第八項第三号」を削り、同条第四項第三号中

「を合計した金額」を削り、同条第六項及び第七

項を次のように改める。

6 第二項から前項までの規定は、新法第七十

七 第二項から第五項までの規定は、新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対する平

成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税につい

て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		前項	第四項	第三項	第二項
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分法人事業税額	施行日から平成二十九年三月三十一日まで
年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	年三月三十一日まで	年三月三十一日まで	年三月三十一日まで	年三月三十一日まで
平成二十八年度分調整後付加価値額	四十億円で	四十億円で	四十億円で	二十億円で	二十億円で
平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分法人事業税額
年三月三十一日まで	四十億円で	四十億円で	四十億円で	二十億円で	二十億円で
平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分法人事業税額
年三月三十一日まで	四十億円で	四十億円で	四十億円で	二十億円で	二十億円で
平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日
年三月三十一日まで	四十億円で	四十億円で	四十億円で	二十億円で	二十億円で
平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日から平成三十二年四月一日
年三月三十一日まで	四十億円で	四十億円で	四十億円で	二十億円で	二十億円で

の一部を改正する法 四四

号ずつ繰り上げ、第十四号の次に次のように加える。

十五 環境性能割交付金

当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額

附則第三十七条の次に次の一条、見出し及び一条を加える。

第三十七条の二 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「株式等譲渡所得割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額)の下に「(とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(以下「法人事業税交付金」という。)の交付見込額を控除した額)を加え、「(とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該府県の自動車取得税の収入見込額から同法第二百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取扱税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額を控除した額)を加え、「(とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該府県の自動車取得税の収入見込額から同法第二百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取扱税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額を控除した額)を削り、同条第三項の表市町村の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次のように加え

方税法」という。)の百四十五条第一号に規定する」及び「(以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。
同法に改め、「市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額)の下に「(とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額)を加え、「(当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額)を削り、「(指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額)の下に「(基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の中の法人事業税交付金の収入見込額を削り、「(減収補てん)を「減収補填」に、「並びに利子割交付金」を「利子割交付金並びに法人事業税交付金」に改める。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十七条の三 附則第三十七条の規定による改正後の地方交付税法(次項において「新地方交付税法」という。)第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交

件数
前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数を号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

第十四条第三項の表道府県の項中第九号及び第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

一 二 種別割
1 環境性能割
2 軽自動車税

当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数を号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有する自動車の台数を号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数を号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数を号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

第十四条第三項の表市町村の項中第三号の二及び第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次のように加える。

十一 法人事業税交付金

当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数

第十四条第三項の表市町村の項第十五号中「当該年度」を「前年度」に、「交付見込額として総務大臣が定める額」を「交付額」に改める。

附則第八条中「利子割交付金」の下に

「法人事業税交付金」を加え、「本条」を「この条に、「減収補てん」を「減収補填」に、「並びに利子割交付金」を「利子割交付金並びに法人事業税交付金」に改める。

二 平成三十一年度分の地方交付税について、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後において、新地方交付税法第十条第三項ただし書の規定により、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更する場合における新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用について、は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月十八日 参議院会議録第十二号

社会保障の安定財源の確保等 律等の一部を改正する法律案

平成二十八年十一月十八日 参議院会議録第十二号

第一項

同法第七十一条の七十六

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十一条の七十六

		同法第七十二条の七十六
第三項の表市町村 の項第十一号	地方税法第七十二条の七十六	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
市町村の従業者数 数値並びに	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額 数値、	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六	同法第七十二条の七十六

附則第四十条第一項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改め、「年度分の」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定す

「旧自動車税若しくは自動車税種別割又は」に「軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」とある「旧軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」とするに改める。

る」を加え、同条第一項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に、「自動車税又は」を「三十一年旧法に規定する自動車税又は」に、「自動車税若しくは自動車税種別割(二)を「旧自動車税地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この項において「改正前地方税法」という。)に規定する

附則第十一条第二項の改正規定中「平成三十一年七月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に、「平成三十年八月」を「平成三十三年二月」に改める。
附則第五十条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。
附則第五十一条中「平成三十年度」を「平成二十二年度」に改める。

自動車税をいう。次項において同じ。若しくは自動車税種別割」と、「軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」と、「旧軽自動車税(改正前)地方税法に規定する軽自動車税をいう。次項において同じ。)若しくは軽自動車税種別割」と、「自動車税若しくは自動車税種別割又は」を

附則第五十三条中「平成二十八年度以前の年度分の自動車税」を「平成三十一年度以前の年度分の三十一年度の自動車税」に、「これらの規定」を「同条第一項」に、「平成二十八年度以前の年度分の自動車税」を「三十一年度以前の年度分の旧自動車税（地中

税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する自動車税をいう。次項において同じ。」に、「とする」を「ど、同条第二項中「自動車税種別割」とあらるのは「平成三十一年度以前の年度分の旧自動

・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

1 二の法律は、公布の日から施行する。

自重車と積荷の車上重量の現地性質を以ての措置)

2 自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける自動車(道名車)を同法第12条第1項第1号ハニエフニ

第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する
七
とし、第六号を第九号とし、第五号の二を第六号
とし、同号の次に次の二号を加える。

小型自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この項において同じ。)及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそしげりの税率を定める規定する有効な利用に伴うものを除く。第十条において同じ。)に関する事項

八 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用 等その有効な利用に関する事項
第四条第十一項と同様第十二項及び、同様第十三項

（第六項第一項を同条第十二項に、同条第十一項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項から」を「第六項から」に、「第五項後段」を「第六項後段」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

提出者

農林水產委員長 農林水產委員長
渡辺猛之 渡辺猛之
參議院議長 伊達忠一 殿 參議院議長 伊達忠一 殿

記載しなければならない

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月十八日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

中川 雅治君	二之湯 智君
中西 健治君	西田 昌司君
中西 祐介君	羽生田 俊君
橋本 聖子君	平野 達男君
藤井 基之君	堀井 嶽君
藤木 真也君	牧野たかお君
松下 新平君	松下 新平君
松山 政司君	丸山 和也君
水落 敏栄君	三原じゅん子君
柳本 卓治君	宮本 周司君
山下 雄平君	森 まさこ君
山田 俊男君	柳本 卓治君
山谷えり子君	山下 雄平君
山本 順三君	山田 俊男君
吉田 博美君	山谷えり子君
渡辺義知太郎君	山本 順三君
足立 信也君	吉田 博美君
有田 芳生君	渡辺義知太郎君
石上 俊雄君	足立 信也君
礒崎 哲史君	有田 芳生君
大島九州男君	石上 俊雄君
小川 勝也君	礒崎 哲史君
風間 直樹君	大島九州男君

中曾根弘文君	二之湯 武史君	西中	哲君
野村 哲郎君	福岡 資麿君	長峯 誠君	林 芳正君
長谷川 岳君	藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君
松村 祥史君	丸川 三木君	溝手 伸吾君	るい君
珠代君	珠代君	喜文君	顕正君
森屋 宏君	元榮太一郎君	吉川ゆうみ君	亨君
山田 正昭君	山本 一太君	渡邊 猛之君	渡辺 猛之君
修路君	伊藤 美樹君	相原久美子君	伊藤 美樹君
宏君	通宏君	吉川久美子君	大野 敏夫君
孝君	元裕君	孝恵君	神本 美恵子君

石田	昌宏君	儀崎	陽輔君
宇都	隆史君	今井繪理子君	
江島	潔君		
小川	克巳君		
尾辻	秀久君		
大沼みづほ君			
太田	房江君		
岡田	広君		
金子原一郎君			
北村	経夫君		
佐藤	啓君		
古賀友一郎君			
佐藤	正久君		
山東	昭子君		
佐藤	三郎君		
島田			
進藤金日子君			
高野光二郎君			
滝沢	求君		
武見	敬三君		
塙田	一郎君		
豊田	俊郎君		
當故	茂君		
中川	雅治君		
中西	健治君		
中西	祐介君		
二之湯	智君		
西田	昌司君		
羽生田	俊君		
橋本	聖子君		
平野	達男君		
藤井	基之君		

磯崎	仁彦君	上野	通子君
猪口	邦子君	衛藤	晟一君
岩井	茂樹君	小野田紀美君	大家 敏志君
福岡	泰正君	大野 泰正君	岡田 直樹君
長谷川	直樹君	岡田 直樹君	片山さつき君
政人君	木村 義雄君	木村 義雄君	木村 義雄君
林	こやり隆史君	佐藤 信秋君	佐藤 信秋君
芳正君	上月 良祐君	酒井 庸行君	自見はなこ君
福岡	島村 大君	島村 大君	島村 大君
資麿君	昌一君	昌一君	昌一君
政人君	高橋 恵美子君	酒井 庸行君	高橋 恵美子君
中曾根弘文君	克法君	庸行君	克法君
中西 哲君	芳文君	芳文君	芳文君
長峯 誠君	松司君	松司君	松司君
二之湯武史君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	鶴保 康介君
野村 哲郎君	徳茂 雅之君	徳茂 雅之君	徳茂 雅之君
藤川 政人君	中泉 松司君	中泉 松司君	中泉 松司君

平成二十八年十一月十八日

參議院會議錄第十二號

投票者氏名

反対者氏名	井上 哲士君	市田 忠義君
岩渕 友君	紙 智子君	
吉良よし子君	明子君	
小池 晃君		
大門実紀史君		
辰巳孝太郎君	武田 良介君	仁比 聰平君
山下 芳生君	倉林 又市	山添 拓君
青木 愛君	木戸口英司君	
森 福島みづほ君	山本 征治君	
伊波 ゆうこ君	太郎君	
洋一君	糸数	慶子君
賛成者氏名	足立 敏之君	阿達 雅志君
	愛知 治郎君	青木 一彦君
	青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	井上 義行君	井上 準一君
井原 巧君	石井 磯崎	正弘君
石井 浩郎君	岩井 猪口	仁彥君
石田 昌宏君	岩井 茂樹君	邦子君
石崎 陽輔君	上野 通子君	最一君
今井絵理子君		
宇都 隆史君		
江島 濑君		
大沼みづほ君		
尾辻 秀久君		
小川 克巳君		
太田 房江君		
岡田 広君		
片山さつき君		

金子原二郎君	北村	古賀友一郎君	佐藤	佐藤 啓君	木村 義雄君
佐藤 正久君	山東	昭子君	島田	島田 三郎君	佐藤 酒井
進藤金日子君	高野光二郎君	そのだ修光君	高野光二郎君	高橋 克法君	自見はなこ君
淹沢 求君	豊田 塚田	武見 敬三君	淹沢 宏文君	淹波 宏文君	高階恵美子君
武見 敬三君	豊田 塚田	武見 敬三君	柘植 芳文君	柘植 芳文君	高橋 克法君
淹沢 宏文君	豊田 塚田	淹沢 宏文君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	自見はなこ君
高野光二郎君	豊田 塚田	高野光二郎君	徳茂 雅之君	徳茂 雅之君	上月 良祐君
そのだ修光君	豊田 塚田	そのだ修光君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	木村 義雄君
高階恵美子君	豊田 塚田	高階恵美子君	中西 哲君	中西 哲君	佐藤 信秋君
自見はなこ君	豊田 塚田	自見はなこ君	松司君	松司君	佐藤 信秋君
高橋 克法君	豊田 塚田	高橋 克法君	長峯 誠君	長峯 誠君	上月 良祐君
淹波 宏文君	豊田 塚田	淹波 宏文君	二之湯 武史君	二之湯 武史君	木村 義雄君
宏文君	豊田 塚田	宏文君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	佐藤 信秋君
高橋 克法君	豊田 塚田	高橋 克法君	福岡 哲郎君	福岡 哲郎君	佐藤 信秋君
自見はなこ君	豊田 塚田	自見はなこ君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	佐藤 信秋君
木村 義雄君	豊田 塚田	木村 義雄君	林 芳正君	林 芳正君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	藤川 資麿君	藤川 資麿君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	政人君	政人君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	俊治君	俊治君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	古川	古川	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	舞立	舞立	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	昇治君	昇治君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	るい君	るい君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	祥史君	祥史君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	伸吾君	伸吾君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	喜文君	喜文君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	顕正君	顕正君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	宮島	宮島	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	溝手	溝手	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	三宅	三宅	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	丸川	丸川	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	松村	松村	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	松川	松川	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	珠代君	珠代君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	亨君	亨君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	和也君	和也君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	洋一君	洋一君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	三原じゅん子君	三原じゅん子君	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	水落	水落	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	宮沢	宮沢	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	宮本	宮本	佐藤 信秋君
佐藤 信秋君	豊田 塚田	佐藤 信秋君	周司君	周司君	佐藤 信秋君

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月十八日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月十八日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

浜野 真山 勇一君 喜史君
藤田 森本 增子 輝彦君
伊藤 蓮 稔君 哲郎君
孝江君 真治君
魚住裕 一郎君 幸久君
熊野 正士君 舶君
里見 高瀬 弘美君
谷合 隆治君
新妻 信祐君
浜田 昌良君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
井上 哲士君
岩渕 友君
吉良よし子君
小池 晃君
辰巳孝太郎君
大門実紀史君
片山 芳生君
浅田 均君
石井 章君
儀間 大介君
高木かおり君
室井 邦彦君
青木 愛君

反对者氏名

福島みずほ君
森 ゆうこ君
アントニオ猪木君

又市 山本 行田 邦子君
太郎君 藥師寺みちよ君
中山 恭子君
伊波 洋一君
山口 和之君

○名

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月十八日 参議院会議録第十二号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	二東京一〇五番五号港區虎ノ門二丁目
電話	03(3587)4294
定価	一本一元 (本体二二〇円)